

サービス管理責任者の要件となる実務経験について

		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者 a 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 b 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従事者 c 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更正施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従事者	5年以上
		病院若しくは診療所において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現、介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
		障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等において就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援学校等における進路相談、教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	② 直接支援業務	施設及び医療機関等において直接支援業務に従事する者 a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床の従事者 b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者 c 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従事者	8年以上
		特例子会社、重度障害者多数雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		特別支援学校等における職業教育の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現、介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上
上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、次の国家資格等による業務に3年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可） 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士		3年以上	

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成31年3月29日厚生労働省告示第109号）

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について

		業務内容	実務経験年数
障害者又は障害児の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者 a 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 b 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従事者 c 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、 <u>救護施設及び更正施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター</u> の従事者	5年以上 (かつ下線以外での実務経験が3年以上)
		病院若しくは診療所において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現、介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
		障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等において就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		学校その他これらに準ずる機関における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
		施設及び医療機関等において直接支援業務に従事する者 a 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、 <u>介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室</u> の従事者 b 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、療育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童療育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業並びに子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従事者 c 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者	
	特例子会社、助成金受給事業所、その他これらに準ずる機関において就業支援の業務に従事する者		
	学校その他これらに準ずる機関に従事する者		
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可) (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現、介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 (3) 保育士(4) 児童指導員任用資格者(5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者		
	上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、次の国家資格等による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	5年以上	
	上記③の有資格者等	3年以上	

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成31年3月29日厚生労働省告示第110号)